

大口町告示第66号

大口町障害者共同生活介護及び共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年8月31日

大口町長 森 進

大口町障害者共同生活介護及び共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町障害者共同生活介護及び共同生活援助事業費補助金交付要綱（平成19年大口町告示第126号）の一部を次のように改正する。

第4条中「休日（以下「休日」）を「日（以下「対象休日等」）に改め、第1項第1号中「休日」の次に「（以下「土日休日」という。）」を、第2項中「補助基準額」の次に「、補助対象日数」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区 分	共同生活介護	共同生活援助
補助基準額	利用者（町長が障害者自立支援法第19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき 2,290円 ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活介護サービスの提供実績がある場合に限る。	利用者（町長が障害者自立支援法第19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき 1,390円 ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。
補助対象日数	障害福祉サービス報酬の共同生活介護サービス又は共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数 ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。	
補助対象経費	共同生活介護又は共同生活援助に要する経費 （給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等）	

補助交付額	運営主体の本事業に係る総事業費から寄附金その他の収入を控除した額と補助基準額を比較して、少ない額とする。
-------	--

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。